

下水道において必要な設備の運転、点検又は整備の業務

1 業務の概要

- 下水道法に規定する下水道における下水の排除又は処理に必要な設備（※）の運転、点検又は整備の業務。

※ 下水道法に規定する除害施設における下水による障害の除去に必要な設備も含む。

- 具体的には、水処理設備、焼却炉設備、污泥処理設備等の設備が該当する（対象設備の詳細は次ページを参照）。

- ・ 水処理設備

物理的作用や生物的作用等により、汚水の浄化を図る設備。

- ・ 焼却炉設備

脱水ケーキを補助燃料とともに焼却する設備。また、排ガス処理として、排ガス中のばいじんの捕捉・除去・回収や硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等の吸収・除去・回収を行う。

- ・ 污泥処理設備

污泥を濃縮・脱水等し、減容化を図る設備。

2 専門性等

- 下水処理場では、主に活性污泥（主にバクテリア、原生動物、後生動物などから構成されている生物群集）を用い、汚水の浄化を行う。このため、業務の遂行のためには、微生物に対する専門的な知識・技術・経験が必要になる。

- 下水道法の規定により、下水道から河川等に放流される放流水の水質は、一定の基準（水素イオン濃度や大腸菌群数等に関する基準）に適合しなければならないため、業務の遂行のためには、生物・化学に関する専門的な知識・技術・経験が必要になる。

- 下水道法の規定により、処理施設等の維持管理については、一定の要件を満たす者（※）でなければ実施できないこととされている。

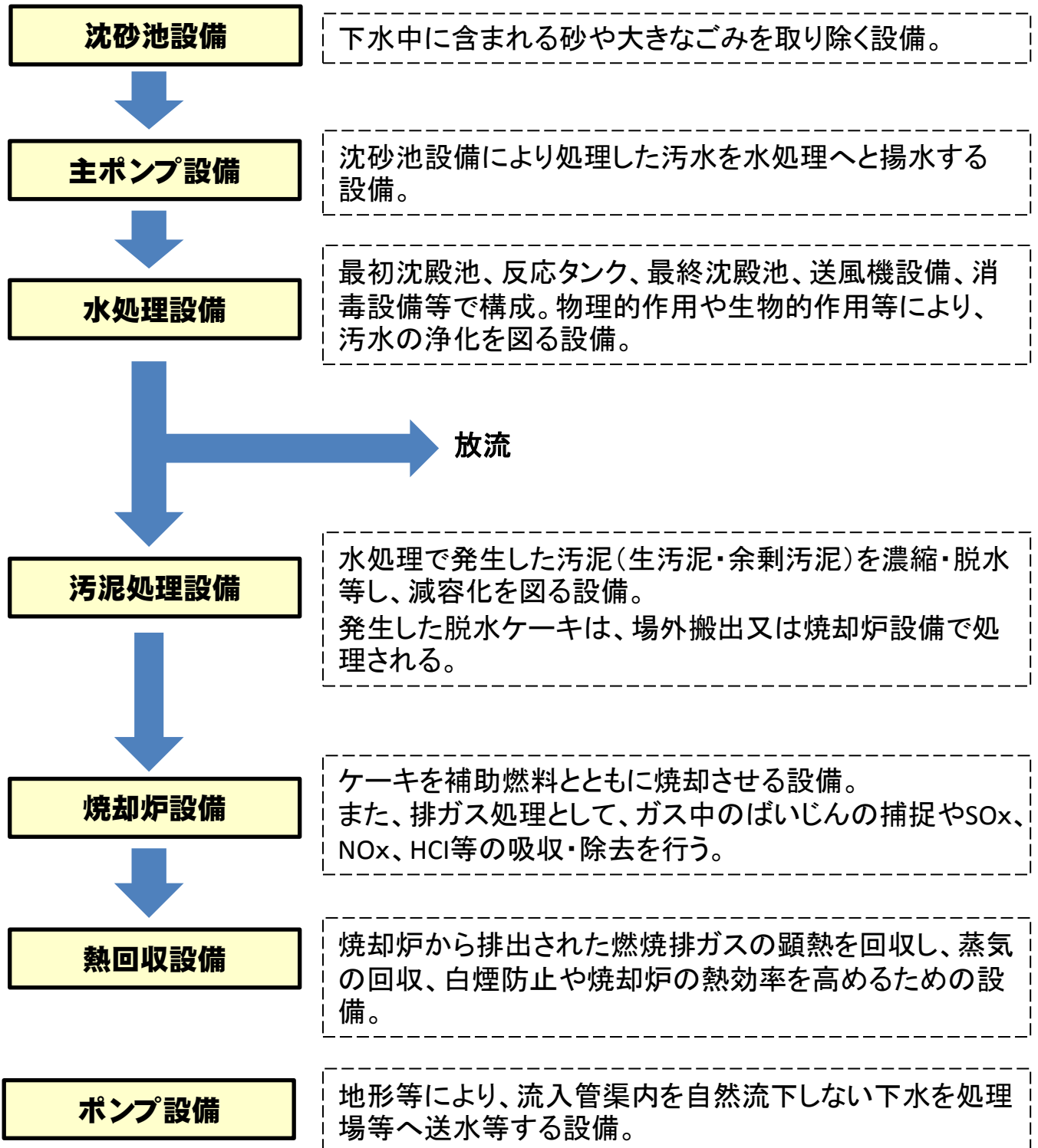
※ 下水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上下水道の維持管理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者等

3 緊急性

- 東日本大地震によって、施設や設備等が破壊・故障し、仮設備や応急復旧した設備を用いるなど、通常の運転・点検・整備とは異なる運転等を求められるため、業務量が増加している。

下水道における対象設備(イメージ)

※ : 対象となる設備



※ 上記の設備と同様の機能を有する設備や、上記の設備の運転等のために必要な設備等の関連する設備も対象設備に含まれる。